

輪之内町道路占用料金表

占用物件		占用料		
		単位	年額(円)	
電柱、電線、変圧塔、郵便差 出箱、公衆電話所、広告塔 その他これらに類する工作 物	第1種電柱	1本につき	1,100	
	第2種電柱		1,700	
	第3種電柱		2,300	
	第1種電話柱		970	
	第2種電話柱		1,600	
	第3種電話柱		2,200	
	その他の柱類		75	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき	10
	地下に設ける電線その他の線類			5
	その他のもの		占用面積1㎡につき	1,500
水管、下水道管、ガス管そ その他これらに類する物件	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき	50	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		75	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		100	
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの		200	
	外径が0.4m以上1m未満のもの		500	
	外径が1m以上のもの		1,000	

備考

- 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 占用の期間が1年に満たない期間の占用料の額は、月割をもって計算し、1月未満の端数がある時は、1月として計算する。